



Title	スポーツの行政に関する若干の考察
Author(s)	神, 文雄
Citation	長崎大学教養部紀要. 人文科学. 1978, 18, p.161-171
Issue Date	1978
URL	http://hdl.handle.net/10069/9681
Right	

This document is downloaded at: 2020-10-22T09:55:05Z

スポーツの行政に関する若干の考察

神 文 雄

A Few Comments on the Administration of Sports

FUMIO JIN

はじめに —目的にかえて—

「古い『善行倫理』に代わる『たのしみ倫理』の出現、つまり、たのしみ—かつてはタブーとされていた—はむしろ義務的となった。たのしみを持ちすぎることは罪だと感ぜられていたのに代わって、十分にたのしみを持ってないことは恥ずかしいことだ、と感ぜられるようになった。」^(注1)と指摘されてから久しい。自由時間を持ち、行動意欲があり、加えて、経済的にもあるていどの余裕を合わせもつ個々人が、自発的活動として行なうスポーツ—個人の生活の次元のもの—に、行政が係わりをもつことは許されない。本来、自治的活動たる所以をもつ『スポーツ』であれば尚更のことである。今日的状況で、係わりをもつということは行政の個人生活への干渉としてでも捉えられ、場合によっては、スポーツへの統制、として論ぜられもしよう。その多くは、喜びや悲しみ、であり、健康の維持・増進、のためになされている、からなのである。

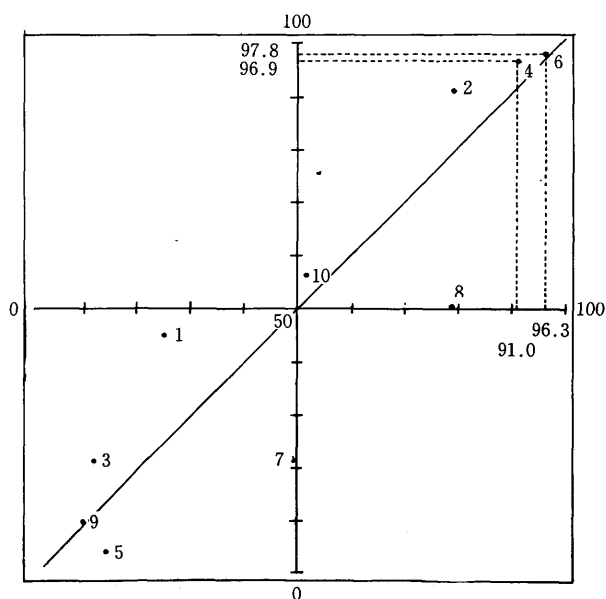
図1 スポーツをする動機について

※①

よこ軸は、B. petrie の調査 (資料1) から引用
たて軸は、よこ軸に見合っを行なった、独自の調査結果 (資料2)

※②

図表のなかの番号の
2 → 人々と知り合う
4 → 健康の維持・増進
6 → 喜びや楽しみ
8 → 技術の争い
10 → 自然環境への挑戦
を表わす。他は省略。



これら、個人の生活の次元である、と理解されるスポーツ活動にさえ、行政機関が関与した先例がある。代表的なものとして、戦時下の「野球統制令」や「競技用語の規制」などがあげられよう。学校や職場におけるスポーツ、そして愛好者によるスポーツグループやクラブ組織のスポーツなど、独自の存在価値をもつ先達はさしおいて、今日、行政機関が携わり得る分野としたら、主として地域社会を中心としたスポーツをあげる以外はないであろう。このように、行政機関の手によって進められる活動をもって、「社会体育」と称するのが最も妥当であるように思える。

社会体育、それは「集団の次元」の活動として捉えられるべきものであろう。根拠とする法規はいうまでもなく、「社会教育法」である。^(注2) この法律のなかでの展開をもって、行政機関による社会体育がはじまった、とする見方がかなり強いようである。また社会教育法は、「社会教育」ということばを定義して、「学校教育法」に基づき、学校の教育課程として、行なわれる教育活動を除き、主として、青少年および成人に対して行なわれる組織的な教育活動（体育およびレクリエーションを含む）と、いつている。ここでの「教育」を「体育」に置き換えることも差支えはないであろうが、あくまでも中核となるのは、「組織的な教育活動」ということである。体育それ自体が未成熟な時期は、社会教育の範疇でその展開がなされたのである。この点は今日にも通じているかも知れない、昭和50年には社会教育（スポーツ担当）主事の誕生をみている。

体育が成長してくるに したがって行政機構もまた、漸次変革してきた。都道府県や大規模な市の機構では、体育主管課の多くで、学校体育と社会体育が分化した。また、独立して社会体育を主管とする課の誕生をもみるようになる。ここでは明らかに、社会教育の主管課とも並列するのである。五輪東京大会を目前に控えた昭和36年、「スポーツ振興法」が公布されるに及んで、行政レベルの社会体育は「社会教育法」から「スポーツ振興法」へと大きく傾斜する。現実の展開は、その第2章で、第5条から第17条に互って、具体的な措置として明示されたものである。例えば、体育の日、国民体育大会などがあげられている。

表1 体育または保健体育を専管する独立課の設置状況（文部省調査資料）（全国市町村 3240）

年 度	設 置 数	設 置 率 (%)
49 年	311	9.6
44 年	166	5.1

＜設置年度別＞

設 置 年 度	設 置 数	設 置 率 (%)
46 年 以 降	162	52.1
41 ～ 45 年	66	21.2
36 ～ 40 年	53	17.0
36 年 以 降 (スポーツ振興法制定以前)	30	9.7

＜人口規模別＞

人 口	設 置 率 (%)
50万人以上	100
30 ～ 50万	94.7
20 ～ 30万	82.6
10 ～ 20万	73.2
5 ～ 10万	36.9
3 ～ 5万	13.2
2 ～ 3万	4.5
1 ～ 2万	1.9
1万人未満	0.6

新しい現象としての、社会体育の幅広い展開は、行政機関によるだけでは市民の欲求を十分に満たせなくなってきた、多様な行政需要に応じきれなくなってきた、というべきであろうか、この時点で大きくクローズアップされてきたのが、日本体育協会（以下、J・S・Aという）である。

さて、J・S・Aは過去の伝統的な在り方から転換して、新しい分野に進出してきたのであるが、その発足は明治時代に溯る。その末期に、五輪大会への参加＝I・O・Cへの加盟＝という、基本的性格の下に設立された民間団体である。爾来、分化しつつ種目別の競技団体の設立へと進展し、……その各種目別競技団体の加盟による連合組織体として再編されたのである。……その後かなりの変遷を経て、今日に至ったわけであるが、J・S・Aのスポーツに対する態度、これはとくに、五輪東京大会の後に新しい方向を模索したと思われるのである。本輪での考察は主として、この点に留意して行うものとする。

これは行政機関によるところの「組織的な教育活動」である、とする社会体育とは相異なつた認識に立つものである。まず、学校体育以外の活動であり、そして競技スポーツではなく、また、行政レベルで行なわれる社会体育でもない。いうなれば、スポーツに関する行政として発想したいのである。

(1) J・S・Aの基盤

さて、J・S・Aは東京大会と相前後して、競技団体をのみ対象とした設立本来の趣旨を折り曲げて、各地方の組織、すなわち、都道府県単位の各体育協会をも加盟団体とする、2本立の組織へと改組するのである。競技スポーツのみならず、一般大衆のためにも門戸を開放する、いわゆる、底辺の拡大を狙ったこの意図が、40年代後半になって漸く実を結ぶことになる。今日いう「国民スポーツ運動」の展開へとすすむ契機となったのは否めない事実であろう。

国民スポーツの推進にあたって、J・S・A中央はかなり整備された組織機構をもって対処しているものの、地方組織はその自立性などからみて、必ずしも確固たる基盤の上に立っているとは思えない。今後をも含めて、充分問い直さなければなるまい。ごく一部の競技種目を除いては、行事のほとんどが行政機関の強力な後押しの下で展開されている傾向もあり、また、行政機関の実行団体とみなされることからでも明らかである。このことはとくに、末端の市町村に行くほど濃厚になる。同様に、組織機構にしても裾野を広げるところか、逆三角形を画がくように先細って行き、時としては、自治体の行政機構の一部として組み込まれている、かの気配すらも感ぜられる。

J・S・A中央の予算は、事業範囲の拡大とともに膨張する。51年度には25億に手が届こうとするほどになるが、その性格を端的に表現するのは、10億になんなんとする「スポーツ振興事業特別会計」（以下、S振興事業という）である。そして、この会計のなかでは、公営競技3団体（日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、日本船舶振興会）から受ける補助金がか

なりの額に昇り、かつ、年とともに増額され、事業推進のためには欠かすことの出来ない存在となっている、このことである。

表2 スポーツ振興事業特別会計予算

科 目	50年度予算額	51年度予算額	説 明
1. 日本自転車振興会補助金	387,210,000	383,320,000	日本自転車振興会よりの補助金
2. 日本小型自動車振興会補助金	57,980,000	57,450,000	日本小型自動車振興会よりの補助金
3. 日本船舶振興会補助金	99,500,000	106,900,000	日本船舶振興会よりの補助金
4. 寄附金繰入金	178,035,000	89,785,000	寄附金特別会計よりの繰入金
5. 事業収入	0	60,701,000	標章収入
6. 負担金分担金等	213,762,650	271,268,000	
合 計	936,487,650	969,424,000	

S振興事業の収入面は、公営競技3団体からの補助金の他、寄付金特別会計からの繰り入れ金、それに競技団体等による負担金や分担金から成り立っている。支出面では51年度、25項目の計画がなされているが、このうち、指導者の養成やスポーツクラブの育成などは、行政機関とも輻輳して奨めている事業である。

S振興事業を除いた以外の事業（51年度11特別会計）でみると、受益者負担の大原則からいって、負担金や分担金の占める高い割合は当然としても、国庫補助金の占めるウェイトもかなり大きい。国庫補助金の増額は、J・S・Aの性格そのものにまで連動、したりはしないであろうか、と危惧するほどに著しく、45年度に比べて51年度は約2.8倍に達している。補助金のなかで目立つことは、中枢管理機能としての存在からか、一般会計、のなかでの膨張＝充実ぶりである。45年度と比べて51年度は、金額で約5.4倍、比率では30%から60%近くまで上昇してくるなど、いちじるしい。

表3 国庫補助金一覧表 (単位：千円)

会 計 項 目	45	46	47	48	49	50	51
1. 一 般 会 計	60,000	70,000	100,000	112,000	128,800	170,000	323,672
2. 社会体育指導者養成		25,000	25,000	25,000	23,000	23,000	44,769
3. スポーツ教室・相談室		35,598	43,397	44,837	41,250	56,154	56,154
5. 優秀選手巡回指導						4,500	7,410
5. スポーツ少年団大会	9,300	9,300	9,300	9,300	8,556	8,556	11,500
6. 都道府県民大会							37,600
7. スポーツ科学調査							10,000
8. 教員養成大学スポーツ研修							5,000
9. 五輪大会関係	86,000	80,000	70,000			17,600	55,495
10. 9以外の海外派遣	43,000	5,000	2,000	22,000	5,888	16,840	3,400
合 計	198,300	224,898	249,697	213,137	260,486	296,650	555,000

51年度から新規事業として補助金の交付の対象となった事業はつぎの3つである。①「スポーツ科学調査研究事業」、これは主としてスポーツと医学を中心とした、科学的調査研究のためのものであり、②「都道府県民体育大会費」については、昭和55年を目標にした、国民体育大会都道府県大会開催への布石であり、③「教員養成大学学生スポーツ研修事業」、従来、国から直接関係競技団体に交付していたものを、J・S・Aを通して行なうことになった、以上である。既存の事業にこれらの3事業が加わったことも、補助金の増額の一翼を担う結果とみてよいだろうが、③のようにルートを替えただけのものもある。このように国庫補助金は、当然であるともいえるが、各事業別に事項指定を受けたうえで交付されるが、トンネル化した一種の、「紐つき現象」であるとの見方もあり得よう。

要するに、J・S・Aが推進する各事業の財源を支えているのは、公営競技3団体と国庫からの補助金、それに寄付金を加えたもの、とみて差し支えないであろう。

表4 昭和51年度予算総括表

(単位：千円)

会計名称	国庫補助金	公営競技補助金			寄附金繰入金	経常収入	負担金分担金	その他	合計
		日自振	日動振	日船振					
1. 一般会計	323,672				103,000	289,328			716,000
2. 社会体育指導者養成特別会計	44,769						30,317		75,086
3. スポーツ科学調査研究特別会計	10,000				10,000				20,000
4. スポーツ教室・スポーツ相談室開設特別会計	56,154						65,574		121,728
5. 優秀競技選手巡回指導特別会計	7,410						7,415		14,825
6. 全国スポーツ少年大会特別会計	11,500				16,806		8,204		36,510
7. 第21回オリンピック競技大会選手派遣特別会計	55,495	84,150			28,055		14,300		182,000
8. 日韓高校スポーツ交歓競技会特別会計	3,400				16,600				20,000
9. 都道府県民体育大会特別会計	37,600						103,400	164,500	305,500
10. スポーツ診療所特別会計						16,630			16,630
11. 教員養成大学学生スポーツ研修大会特別会計	5,000						5,000		10,000
12. スポーツ振興事業特別会計	0	383,320	57,450	106,900	89,785		271,260	60,701	969,424
合計	555,000	467,470	57,450	106,900	264,246	305,958	505,478	225,201	2,487,703

(2) 国際スポーツに対する態度

発足当初から J・S・A はチャンピオンスポーツに係わってきた。その結果がスポーツの国際社会への進出につながったのである。いふなれば、`SPORT を我国独特の競技（大会用）スポーツへと変貌させてしまった^(注3)とまでいわせるのである。そこには一貫して、学校教育のなかで教育の手段として厳しく躰られ、訓育されたものがあり、また、日本（人）的要素＝武士道の精神などに代表される＝をも充分に加味したものがあつた。今日の高校野球にみられる多くの現象（野球だけではなく、各種目の大会などにみられるものをも含んで）は、その代表的な表われといえよう。

このような我国のスポーツ観の形成に大きな影響を与えたのは、近代スポーツの母国といわれる、英国のスポーツに対する態度で、明治以来この方、かなりの期間にわたって支配的な役割を果たしてきたのである。さて、我国のスポーツ観に変容が求められはじめた端緒は、五輪東京大会（それ以後の五輪大会に対する国やその機関、そして J・S・A の態度、加えて国民 1 人 1 人の意識までも含まれよう）である。

英国ではこの点に関してすでに 20 年も以前に、注目すべきつぎの指摘がなされている。それは `I・O・C の政策を支持するとか、批判するとかは別として、スポーツ界における英国の立場を考える時、そこには 3 つの道が開かれている。① アマスポーツに対する態度が、他の国々のそれと相容れない、と信じるが故に、五輪大会から手を引くか、② 英国の態度や規定を変更するか、③ 五輪大会で大切なことは、勝つことではなく、参加することである。という、クーベルタンのごとばに一層近づくか、この 3 つのうちのいずれを選ぶか^(注4)、ということである。

我国の現状にあてはめるとき、① はまずのところあり得ないであろう。五輪大会に対するかくの如き批判的見解は、時としては異端視される。③ は参加した結果が、そのようになることはあつても、SPORT をスポーツに転換させてしまった我国の伝統的な、そして教条的なスポーツ観からすれば、前提とすることはあり得ない。つまり、考察の対象となるのは、② ということである。別に態度や規定を変更した、ということではないが、つぎの手順を踏むこともよし、としよう。

五輪大会の主権が都市から国家に実質移行したような今日、国家の五輪大会に対応する態度も、あるていどは表明しなければならないであろう。さきに、文部大臣から告示のあつた学習指導要領のなかでの `国歌・君が代、の取扱いと同様に、ここでは五輪大会に対する態度の表明も、`法律によらない行政の基準、の一つ、`補助金の交付、に求めるのである。

選手団派遣についての国庫補助金は、47 年（ミュンヘン）に比べて、51 年（モントリオール）は名実（1500 万円・18% 減）とも減額した。その 51 年五輪競技大会選手団派遣特別会計によれば、国庫補助金は公営 3 団体の補助金に比べて極めて少額であり、公営 3 団体の存在がいかに

貴重であるかを十分に推測出来るであろう。また、この2種類の補助金と寄附金とを合せた残りの額（総額の約8%、1430万円）が、大会参加者の負担、という形になっているが、態度の表明の典型的1断面とみてよいであらう。

さらに次元は異なるが、冬季・札幌大会では「選手強化費」としてあるていどの額が交付されている。しかし、一般社会での経済的観念からすれば、国の態度を示すという基準の下では敢えてとり上げるほどの額（2年間で1500万円）とはいえない。ここで強調するのは、「選手強化費」として国庫補助金の交付を受けた、という行政上の事実である。本考察上の1つの目安ともなろう。

国際交流に関する他の事業にも補助金が交付されているが、現状ではとり上げるほどの内容にまでは至らない。

これらの事実を踏まえて、国際スポーツ、とくに五輪大会に対する態度を考察する時、J・S・Aの積極的な努力は認められるのであるが、そこには自ずから限界あるものと、認めざるを得ない。自治をモットーとするスポーツ本来の道すじを見失うことにもつながるが、結局は行政機関を中心とする動向に視点を移さざるを得ないのである。その機関、文部省の予算要求における態度からみて、また、要求がそのまゝ認められたわけではなく、あるていどの削減をみた、という事実からみて少なくとも、現状以上の反断を示したことは明らかである。とすれば、その根源は予算編成の頂点に立つ、大蔵当局に置かざるを得ない。国民一人一人の総意において、国際スポーツに対する態度が定められるのならば、例え、五輪大会から手を引くことになったとしても、これに従うのは国民として当然である。しかし、この態度が予算編成の折衝の過程で定められるとすれば、黙認するわけにはいかないであらう。その弊を問い質す何かを必要とする。ここで提言したい。それは折衝過程の公開だけを迫るのではない、さらに必要なのは、市民運動の展開までを含めて、行政機関をリードする姿勢の確立、このことである。

(3) これからの動向と課題

もう1つは、「競技スポーツ」一辺倒の行き方から転換して、新しい構想の下に「行政用語専用」ともいえる社会体育の領域に進出したことである。J・S・Aが国庫予算の上から、「社会体育の振興事業をはじめたのは昭和46年からであり、以来、予算的には横パイを続けてきたが、5年振りに予算的拡充をみたわけである^(注5)」というように、51年度に至っては飛躍的に増額する。前記社会体育振興事業としては、① 45年にはじまった「全国スポーツ少年団大会」、② 46年からの「社会体育指導者養成」、③ 同じく46年からの「スポーツ教室・スポーツ相談室」、④ 50年からの「優秀競技選手巡回指導」、そして51年からは、⑤ 都道府県民体育大会がはじまった、などである。他に国庫補助金によらない、J・S・Aが単独事業して行なうS振興事業のなかに、スポーツクラブの育成、国民スポーツ振興などがある。

(1) 全国スポーツ少年団大会

五輪東京大会の直前に設立されたスポーツ少年団の全国大会のことである。各都道府県単位に毎年15名ていどが参加する。そのメンバーは、各地方体協傘下のスポーツ少年団本部により推薦された者で、優秀と折紙つきの、将来リーダーたり得る団員である。その合計 700名を超える参加を得て開かれている。予算のほゞ $\frac{1}{2}$ が寄附金に依るが、その額は国庫補助金の約2倍にあたる。国庫補助金は予算総額の30%を若干上回るていどあるが、事業の発足当時よりあまり増額をみず、頭打ちの状態といえる。この点、新しい構想が期待されないでもないが、例えば、いかにマンネリ化した運営と判断されたにせよ、参加者個人にとっての経験は初めてである。このことには充分留意しなくてはならない。なお付け加えれば、S振興事業のなかにはスポーツ少年団それ自体の育成事業があり、毎年 5,000万円から 6,000万円があてられている。

(2) 社会体育の指導者養成

財源の $\frac{1}{2}$ を超える国庫補助金があり、残りを負担金で賄うなど、J・S・Aの態度は主体性に乏しいようにみえる。さて、国庫補助金は51年度になって一挙に倍增する。これは、 $\frac{1}{1}$ 人でも多くのスポーツをする人を増やすための指導者と活用、組織づくり、研修などの事業に重点が志向されていることの現れ、^(注6)といわれるほどの、J・S・A期待の事業の一つである。負担金は地方体協と受講者個人によるケースの2つに別けられる。このうち、個人負担というケースを果してそのまゝ解釈してよいものかどうか、形としては受益者負担の原則論が振りかざされるが、現実の問題として、それは単なる名目上のこととも考えられよう。個人負担をしてまで受講するほどに、スポーツに対する意識が高まったとするには、未だ時期尚早といえよう。実際のところを見極める必要もあらう。

J・S・Aでは他にS振興事業の1つとして、 $\frac{1}{1}$ スポーツ指導者の養成、を企画している。この事業におゝ、よそ50%を上積みした額が、ほぼ前記の国庫補助金の額に匹敵する。事業のスケールを比較する上での参考にもならう。また、行政機関によるものと並行しても行なわれるため、かなり輻輳する面もある。スポーツ指導員と体育指導委員との相互関係、さらに若干次元は異なるが、社会教育(スポーツ担当)主事の存在までを含めて、その関連性を問われるなど微妙なものがあり、末端市町村ではかたまり混乱する気配もある。

(3) スポーツ教室・スポーツ相談室

約20年以前、小・中学生や家庭婦人などを対象として展開された、行政機関による社会体育の尖兵的存在であった。その定着したあとを受けたような形であり、このような意味では良き材料を残した代表的な事例である。おゝむね、1県7~9教室、全国で延 390教室が開設されている。対象が家庭婦人だけならいざしらず、小・中学生を対象とした教室によっては、当該競技団体の種目別特性が強調される傾向もある。主催団体や後援機関の充分なる手網さばきも必要とされよう。

他に関連事業としては、50・51年の2カ年にわたって、行政機関による少年スポーツ教室、が全国で幅広く開設されたり、また、国立大学に委託された教室もあるなど、スポーツ教室もかなり多様化した存在となった。

なお、教室の開設にあたって大きな障害とされていた施設については、学校体育施設開放運営事業、の一環のなかで、かなりの行政サイドによる配慮（学校の体育館に付置するクラブハウスや更衣室など）がなされたのも特色である。

スポーツ相談室の開設も新しい試みの1つである。スポーツでの、その道の卓越した権威ある指導者の経験に基づくものが、かなり貢献している。とみてよいであらう。51年度で1県、4会場、全国で延べ188相談所が開設された。華やかに脚光を浴びるスポーツの陰に潜む部分も多いだけに、未知の領域が極めて多く今後に期待される事業である。

教室・相談室はともに、参加者の負担金が $\frac{1}{2}$ を若干とはいえ上回り、かなり負担増になる。しかし、受益者負担の原則にのっとった枠内の事業であるので、その性格上己むを得ないことであらう。換言すれば、国庫補助金が $\frac{1}{2}$ に満たない事業であるということも、今後の発展を占うのに恰好の資料といえよう。

(4) 優秀選手の巡回指導

50年から展開された新規事業で、この年全国で27地区、延べ270名の五輪出場選手を中心とする。指導者の巡回をもって行なわれた。翌51年には36地区、360名と事業が拡大され、同時に予算も一挙に膨張した。

小・中学生を主な対象として輪を拡げた、新機軸の社会体育、ともいわれるもので、財源的には、地方体協や参加者個人に係わる分担金・負担金の額が $\frac{1}{2}$ 、国庫補助金は $\frac{1}{2}$ に僅かに及ばず、あとの残りを寄附金によっている典型的なサービス事業である。⑤については目下のところ至って資料に乏しく割愛せざるを得ない。

これらの諸点を合せると、51年になって事業範囲の拡大とそれに伴う予算的措置など、新しい方向が示されたとみてよいだらう。しかし裏返せば、行政機関がJ・S・Aを径由することによっても補助金を交付し、スポーツの普及・奨励を図っている、とみなされかねない。

J・S・Aは自ら事業を開拓してきた。これらの事業は既存のそれに対する態度（例えば五輪大会に対する態度の表明）とは、明らかに相異なるのである。今後も必要な限りにおいて独自の事業の開拓に務めるべきである。それは行政優先の観があった従来の社会体育から脱皮した、新しい意味でのスポーツの行政、観の確立のためにも必要とされる。

ついでに学校体育との関連においてなされるべきである。行政はまず、学校体育の充実を図ること、そのうえで、社会体育を推進することである。条件の整備に努めるべきである。必要な限りにおいて、個人の次元のスポーツに助言すべきである。いたらずに社会体育の実践のみ狂奔することは、スポーツ本来の、自治を侵すこと必定である。

※

社会のいちじるしい変貌とともに、人間だけがもつ文化の1つとしてのスポーツも、当然とはいえ、かなり変容した筈である。この点、本考察を進めるにあたって、資料の不足は厳しいものがあつた。今後資料を、とくに五輪東京大会以降の資料を補完することにより、確実な考察を行なえるよう努力したい。

註

- 註1 佐藤毅「最近の大衆娯楽・余暇の研究」1960, 岩波書店, 『思想』・5月号所収 P 119
 註2 桑野豊「社会体育の行政」1972, 第一法規, 『社会体育』所収 P 193
 註3 嘉戸脩「我国におけるスポーツの変容に関する研究」1970, 東京教育大学修士論文
 註4 A . Natan 「Sport and Soceity」1958 P22
 註5 千葉久三 「予算からみた体協本年度の動向」1974, 日本体育社 『学校体育』4月号、所収 P66
 註6 前掲5, p 69

資料1 Motivations for Participation in Physical Activities (N=625)

Motivation	Unrankeb	First rank support		Positive rankings	
	N	N	%	N	%
Risk	472	10	1.60	153	24.48
Social	196	41	6.56	433	69.28
Skill with weapon	550	4	*	75	12.00
Health	56	117	18.72	569	91.40
Chance	546	2	*	79	12.64
Fun and enjoyment	23	329	52.56	602	96.32
Aesthetic	316	24	3.84	309	49.44
Competition in skill	130	70	11.20	495	79.20
Competition in combat	563	5	*	62	9.92
Competition against environment	300	10	3.04	325	52.00

* Support from less than 1.0 per cent of the respondents.

※ Brian petrie

“Achievement orientations in adolescent attitudes toward play,
 1971 「International review of sport Sociology」所収 P93

資料2

Motivation for Participation in Physical Activities (N=317)

Motivation	Unranked	First rank support		Positive rankings	
	N	N	%	N	%
Risk	176	11	3.5	141	44.5
Social interaction	28	25	7.9	289	91.2
Skill with weapon	253	2	*	64	20.2
Health	10	156	49.2	307	96.9
Chance	302	0	—	15	4.7
Fun and enjoyment	7	118	37.2	310	97.8
Aesthetic	250	1	*	67	21.4
Competition in skill	158	4	1.3	159	50.2
Competition in combat	283	0	—	34	10.7
Competition against environment	142	0	—	175	55.2

※ 資料1の内容に見合った調査で要領は以下のとおりである。

- 時 期 昭和52年4月中旬
- 内 容 B. petrie の調査項目と同一の項目
- 対 象 昭和52年度. 長崎大学新入学生 317名
- 方 法 質問紙
- 回収・集計 いずれも 100% (初めての保健体育理論の際に行なったことによる)

(昭和52年9月30日受理)